

【工事費積算内訳書の注意事項(必ずお読み下さい)】

・ 入札時には、電子調達システムにより工事費積算内訳書を必ず提出して下さい。

・ 次のいずれかに該当する場合は、その方が行った入札は「**無効**」となります。

- (1) 工事費積算内訳書の提出がない場合
- (2) 別工事の工事費積算内訳書を提出した場合
- (3) 工事費積算内訳書と無関係な書類を提出した場合
- (4) 工事費積算内訳書の金額と入札書の内容とが合致しない場合

(その他)

・ 工事費積算内訳書の記載事項（工事名、業者名等）の漏れや誤りは、無効となる場合もあります。

・ 工事費積算内訳書の提出日は、入札日（電子入札を行った日）を記入して下さい。